

岩見沢市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和7年5月27日 火曜日 午前9時50分から
午前10時25分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 3階会議室1・2・3

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	柿 崎 壽恵子	(議席 22 番)
	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
	委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)

委 員	坂 野 博 之	(議席 3 3 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

4. 欠席委員

委 員	井 川 和 也	(議席 2 0 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 2 1 番)

5. 事務局出席

事務局長	加 藤 宏 規
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	戸 沼 貴 志

日笠代理
議長

只今より、令和7年岩見沢市農業委員会第5回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号11番長井委員、12番今野委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告2件、議案5件、協議案1件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号、農業委員会の動向については、記載のとおりですが、ご報告いたします。

5月9日、令和7年度岩見沢市農業後継者対策協議会総会が、市役所で開催されております。その中で、北村豊正の森山文雄氏が、農業後継者農業奨励表彰を受けております。

そして本日、第1回農政委員会、第5回総会の開催となっております。

以上でございます。

日程4、報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の告示についてを上程いたします。

今年度、令和7年4月1日より、北海道農政部の事務処理の特例に関する条例に基づき農地中間管理事業の推進に関する法律の権限の一部を北海道知事から岩見沢市に移譲することに伴い、規則の一部を改正したところです。

それでは説明を求めます。

議長、振興係長。

振興係長。

それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の告示について、ご報告いたします。

この件につきましては、先月の総会においてご協議いただき、法第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請し、要請のとおり認可申請され、認可し、告示したところです。

本日配布いたしました報告第2号、別紙1から別紙2の表に記載の所有権関係は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、1番他27件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第109号で令和7年5月20日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、議案第1号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。

説明を求めます。

戸沼主査

議長、事務局主査。

議長

事務局主査。

戸沼主査

それでは、総会議案4ページ、議案第1号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明いたします。

本件につきましては、総会議案5ページ、別紙1の整理番号1番から10番、総会議案6ページ、別紙2の整理番号11番から18番について、いずれも調査書の記載にあるとおり、全ての要件を満たすものと認められます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案8ページ、整理番号3番、総会議案9ページ、整理番号4番について説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

それでは、総会議案7ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は5件で、内訳につきましては、所有権の設定が4件、賃借権の設定が1件でございます。

総会議案8ページ、整理番号3番及び総会議案9ページ、整理番号4番について先にご説明いたします。

最初に、整理番号3番の譲渡人は、農地を相続したが耕作困難なため、所有する農地を農地所有適格法人に有償で譲渡すもので、譲受人は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、畑で [] です。

なお、申請地は5月12日に久保委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、整理番号4番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため、所有する農地を農地所有適格法人に有償で譲渡すもので、譲受人は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、田で [] です。

なお、申請地は5月12日に西村保委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上、説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除いたします。

それでは、残りの案件につきまして、説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

総会議案8ページ、整理番号1番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [] です。

なお、申請地は5月12日に尾田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に総会議案同ページ、整理番号2番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため農地を後継者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は5月12日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に総会議案 9 ページ、整理番号 5 番の貸主は、所有する農地を農地所有適格法人へ賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [REDACTED] です。

なお、申請地は 5 月 12 日に長森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上、説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 7、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議 長

農地係長。

森田係長

総会議案 10 ページ、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請件数は 1 件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案 11 ページ、整理番号 1 番に記載の譲渡人は、譲受人の要望により、自身が所有する農地を譲り渡すもので、譲受人は、交通や学校施設の利用など、利便性の高い立地環境において、住宅街の一面に位置する農地の一部を譲り受け、賃貸するため、住宅の建築、排水路、堆雪場、通路の造成を行い、農地を有効に活用するものであります。

申請地は、非線引き都市計画区域内に第一種低層住居専用地域として、用途が定められており、調査書のとおり、農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

本申請地は、5 月 12 日に周辺農地の利用状況等を含め、長井委員にご確認いただいております。

議 長

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。

日程 8、議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案についてを上程いたします。

それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により、岩見沢市から意見を求められたものであります。

なお、農用地利用集積等促進計画案については、同法第 18 条第 5 項の各要件に該当すると認められますので、その内容につきまして、各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第 2 地区の説明をお願いいたします。

それでは、総会議案 14 ページ、所有権 29 番について説明をお願いいたします。

森常任委員長。

森委員長

第 2 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 14 ページから 16 ページ、所有権 29 番から 31 番は関連がございますので合わせてご説明いたします。

議案 14 ページ、所有権 29 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業、即売

りタイプにより所有農地を処分するものでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。

(無しの声)

ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(無しの声)

異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

ここで、 の議事参与を制限します。

森委員長 それでは、総会議案１５ページ、所有権３０番について説明をお願いいたします。

森委員長 次に、所有権３０番について、ご説明いたします。

議案１５ページ、所有権３０番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業により、所有権２９番の農地売買等事業、即売りタイプにより北海道農業公社が買入された農地の売り渡しでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。

(無しの声)

ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(無しの声)

異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

ここで、 の議事参与の制限を解除いたします。

森委員長 それでは、次に総会議案１６ページ、所有権３１番について説明をお願いいたします。

森委員長 次に、議案１６ページ、所有権３１番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業により、所有権２９番の農地売買等事業、即売りタイプにより北海道農業公社が買入された農地の売り渡しでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。

(無しの声)

ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(無しの声)

異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

森委員長 森委員長は自席にお戻りください。

次に、第３地区の説明をお願いいたします。

山田委員長 山田委員長。

山田委員長 第３地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案１７ページ、所有権３２番、２５ページから２６ページ、所有権３３番から３４番は関連がございますが、先に所有権３２番について説明し、所有権３３番及び所有権３４番については、第７地区常任委員会からご説明させていただきます。

それでは、先に所有権３２番についてご説明いたします。

議案１７ページ、所有権３２番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業、即売りタイプにより所有農地を処分するものでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。

(無しの声)

ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(無しの声)

異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

山田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区の説明をお願いいたします。

長森常任委員長。

長森委員長

第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案18ページから19ページ、賃貸借1番から2番は関連がございますので合わせてご説明いたします。

議案18ページ、賃貸借1番は、公益財団法人北海道農業公社の農地中間管理事業により所有農地を貸し付けるもので、議案19ページ、賃貸借2番は、農地中間管理事業により公益財団法人北海道農業公社より農地を借り受けるものです。

次に、議案20ページから21ページ、賃貸借3番から4番は関連がございますので合わせてご説明いたします。

議案20ページ、賃貸借3番は、公益財団法人北海道農業公社の農地中間管理事業により所有農地を貸し付けるもので、議案21ページ、賃貸借4番は、農地中間管理事業により公益財団法人北海道農業公社より農地を借り受けるものです。

次に、議案22ページから24ページ、賃貸借5番から7番は関連がございますので合わせてご説明いたします。

議案22ページ、賃貸借5番は、公益財団法人北海道農業公社の農地中間管理事業により所有農地を貸し付けるもので、議案23ページから24ページ、賃貸借6番から7番は、農地中間管理事業により公益財団法人北海道農業公社より農地を借り受けるものです。

次に、議案25ページから26ページ、所有権33番から34番についてご説明いたします。

議案25ページ、所有権33番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業、即売タイプにより所有農地を処分するもので、議案26ページ、所有権34番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業により、所有権32番から33番の農地売買等事業、即売タイプにより北海道農業公社が買入された農地の売り渡しでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。

(無しの声)

ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(無しの声)

異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

長森常任委員長は自席にお戻りください。

本決定については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に対し要請するものであります。

なお、要請のとおり許可申請された場合については、即日公告することといたします。

ご異議ございませんか。

(無しの声)

それでは、決定することといたします。

公告につきましては、公益財団法人北海道農業公社のスケジュールにより、6月20日を予定しております。

長井委員

日程 9、議案第 5 号、現況証明についてを上程いたします。

今月は、岩見沢地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

それでは、岩見沢地区について、説明をお願いします。

長井担当委員。

それでは、総会議案 27 ページ、議案第 5 号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。

去る、5 月 12 日に、山田委員、柿崎委員とわたくし長井、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について、ご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は 1 件です。

総会議案 28 ページ、整理番号 1 番の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

長井委員は自席にお戻りください。

日程 10、協議案第 1 号、農業委員会の「活動の点検・評価」についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議 長

農地係長。

森田係長

それでは、総会議案 30 ページ、協議案第 1 号、農業委員会の「活動の点検・評価」について、ご説明申し上げます。

このことにつきましては、総会前に開催しました令和 7 年度第 1 回農政委員会において協議をし承認をいただいております。

農業委員会法第 37 条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」となっていることから、本総会においてご承認いただきましたら、6 月上旬に全国農業会議所へ提出し、6 月末頃に公表されることとなります。

併せて、岩見沢市のホームページにも掲載をいたします。

それでは、お配りしております協議案第 1 号別紙にそってご説明いたします。

1 ページ目は、現在の農業委員会の状況を記載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

2 ページ目は、最適化活動の実施状況といたしまして、1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積につきましては、利用集積率が 93.7%となっております。

令和 6 年度の集積面積は、目標 18,497ha に対し、18,986ha となっており目標を達成しております。

これにつきましては、各地区の農業委員さんが離農や規模縮小等、農業者の相談業務を事務局と連携し行った結果、目標を達成することができました。

続きまして、(2) 遊休農地の発生防止・解消に関する評価です。

昨年、皆様にご協力いただきました農地パトロールの結果となっており、農地パトロール以外にも、日頃から農業委員の皆様が担当地区の見回りを行っていただいている結果 0 となっております。

議 長

3 ページ目(3)新規参入の促進は、令和6年度の実績といたしまして、4 ページに記載のとおり2経営体で取得面積は8haとなっております。

4 ページ、5 ページは、2最適化活動の活動目標といたしまして、最適化活動の目標と実績について記載しており、目標に対しまして期待どおりの結果が得られました。

6 ページは事務の実施状況といたしまして、令和6年度の総会や各委員会の開催状況、3条許可、農地転用事務処理の実施状況でございます。3条許可は63件、転用許可は9件となっております。

以上につきまして、ご協議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月6月の総会ですが、6月25日(水)午前10時00分から、市役所3階、会議室1・2・3で開催いたします。

来月6月の現況証明願いの現地調査は、6月11日(水)午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、6番東委員、10番長森委員、12番今野委員、19番森委員、21番高田委員、24番志賀野委員、31番瀧本委員、32番黒島委員、35番日笠委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について、後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

